第3章 循環型社会の推進

第1節 一般廃棄物*1の減量化とリサイクル推進

1 プラスチックごみ対策の強化【循環社会推進課】

(1) プラスチック代替製品の利用促進

プラスチック資源循環促進法施行を受けて、令和5年度から紙や木、バイオマスプラスチックなどのプラスチック代替製品を導入する事業者に対し、費用の一部を補助する制度を創設しました。

さらに、令和5年度は県内で製造されたプラスチック代替製品を紹介するリーフレットを作成するとともに、ふるさと環境フェア2023においてリーフレット掲載製品の展示を行いました。

これらの取組みにより、県民がプラスチック代替製品を身近なものとして使用できる環境づくりを推進し、使い捨てプラスチック削減意識の醸成を図ります。



ふるさと環境フェア2023での展示

(2) マイボトル運動の展開

令和元年度より、ペットボトル等の使い捨てプラスチックに代わり、水筒やタンブラー等の利用を推進する「マイボトル運動」を展開しています。

持参したマイボトルに購入した飲料を提供してくれる県内飲食店等を「マイボトル運動協力店」として県ホームページで紹介しており、令和6年2月末現在、56店舗に協力をいただいています。

令和3年度からは、マイボトル利用推進に取り組む県内企業・団体等を「マイボトル運動推進サポーター」として登録しています。令和6年2月末現在、119団体に登録をいただいています。

(3) 脱プラスチック生活の取組推進

家庭でできる使い捨てプラスチックを極力使わない生活の意識付けを図るため、マイバックの持参や洗剤などの詰め替え用製品の購入、量り売りによる購入など、プラスチックごみ削減の取組事例をパンフレットや県ホームページ、出前講座などの機会に紹介しています。

2 食品ロス削減の推進【循環社会推進課】

(1)「おいしいふくい食べきり運動」の実施

県では、食品廃棄物の減量化と食品ロスの削減のため、全国に先駆けて「おいしいふくい食べきり運動」を実施しています。

「おいしいふくい食べきり運動」を進めるため、 平成25年度から消費者団体である福井県連合婦人 会と協働して啓発活動を行っており、飲食店や企業 に対する働きかけ、地域イベントでの住民への啓 発、保育園での食べきり運動学習会などを実施して います。

また、本県が事務局を担う「全国おいしいふくい 食べきり運動ネットワーク協議会」において、「情 報共有・発信」と「全国共同キャンペーン」を実施 しています。「情報共有・発信」として、各自治体が実施している食品ロス削減のための取組み事例を会員自治体に共有しているほか、「全国共同キャンペーン」として、10月には家庭での「おいしい食べきり」を呼びかけ、12月から1月には、外食時の「おいしい食べきり」を呼びかけています。

今後も、協議会参加の自治体や県内の市町、団体、 民間企業とも協力し、幅広い世代に対して「おいし いふくい食べきり運動」の普及啓発を進めていきま す。





全国共同キャンペーンちらし

(2) てまえどりの推進

食品ロス削減のためには、「消費期限」「賞味期限」 の違いについての啓発や、商品棚の手前にある消費 期限の近い商品を積極的に選ぶ購買行動「てまえど り」など、事業者の売れ残りによる食品ロス削減に 向けた取組みも重要です。そのため、令和5年度には、県民に広く「てまえどり」が普及するよう、県内スーパー等の小売事業者に県独自のポップやポスターを配布しました。

(3) フードロスマイスターの養成

県では、令和3年度から「使いきりレシピ」や 「冷蔵庫収納術」などの講座を開催し、食品ロスに ついての知識や削減方法のノウハウを習得した人を 「フードロスマイスター」として養成しています。 現在まで「フードロスマイスター」の認定数は着実 に増加しており、引き続き食品ロス削減のための知 識等を習得した県民を増やす取組みを進めていきま す。

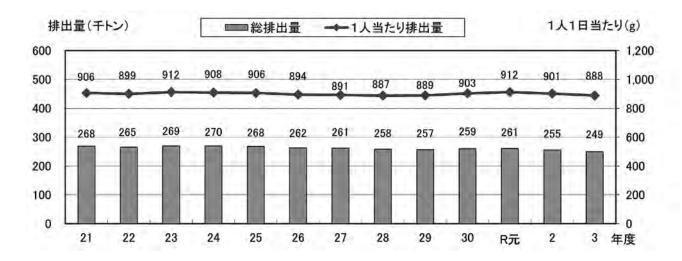
3 一般廃棄物*1の削減とリサイクル推進

(1) 一般廃棄物の状況

① ごみの排出量

県内のごみ総排出量は、令和3年度において25万 t、1人1日当たりは888 gであり、前年度と比較すると、総排出量は6,133 t (2.40%)減少しており、1人1日当たり排出量は13 g減少しています。

令和3年度においては、生活系ごみ(家庭から排出される一般廃棄物)が5,189 t 減少し、事業系ごみ(事業所から排出される一般廃棄物) は944 t 減少しました。



^{*1-}般廃棄物:廃棄物処理法において、産業廃棄物以外のものと定義されており、具体的には、ごみ(生活系ごみと事業系ごみに区分)やし尿などを指します。

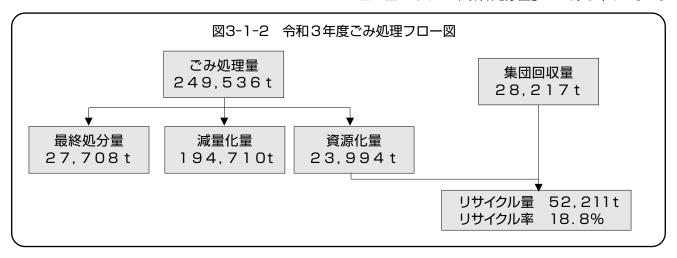
産業廃棄物:事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他について廃棄 物処理法で定められています。

^{*2}中間処理:埋立て等の最終処分に対して、焼却や破砕等を中間処理といいます。

② ごみの処理状況

市町 (一部事務組合を含む。) では、通常、収集 されたごみを、資源化、焼却、破砕等の中間処理*2 をした上で、その残さなどを埋立処分しています。

令和3年度に市町が収集し、処理されたごみ25 万tのうち、資源化された「資源化量」は2万4千t、 焼却等で減量化された「減量化量」は19万5千t、 埋め立てられた「最終処分量」は2万8千tでした。



③ リサイクルの状況

令和3年度に市町において資源ごみの分別収集 や中間処理により資源化された量は、2万4千tと なっています。

また、住民団体等によって資源として集団回収さ れた量は2万8千tとなっています。

市町における資源化と集団回収を併せた5万2千t

がリサイクルにまわされ、リサイクル率は18.8% となっています(令和2年度:18.2%)。

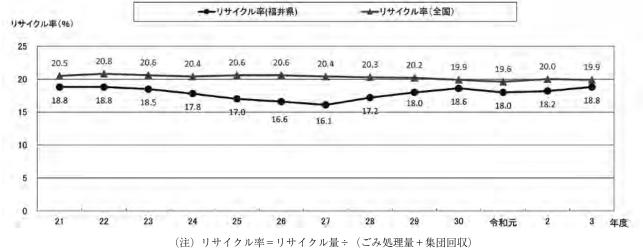
リサイクル率は、全国と比べて低い結果となってお り、今後、県民のさらなるリサイクルに対する取組 みが必要となっています。

表3-1-3 リサイクル量の推移

(単位:千+)

													(- 1-	<u> </u>
年	度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3
資源化	量	33	33	33	32	31	29	28	26	25	25	25	25	24
集団回り	又量	21	21	21	20	18	18	17	23	26	28	27	26	28
リサイクル量		54	54	54	52	49	47	45	49	51	53	52	51	52

図3-1-4 リサイクル率(注)の推移



循

④ 廃棄物処理施設の状況

市町では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置しています。

令和5年3月現在、ごみ焼却施設は9施設設置さ

また、一般廃棄物最終処分場は10施設設置されており、残余容量等を考慮しながら計画的に新しい施設の整備が進められています。

れており、処理能力は1.055 t/日となっています。

(2) ごみ減量化・リサイクルへの取組み

【循環社会推進課】

① 行動指針および推進体制

県では、「福井県廃棄物処理計画」、またこの計画の上位計画となる「福井県環境基本計画」に基づき、「おいしいふくい食べきり運動」などによる食品ロス削減や紙資源の分別強化、プラスチックの使用削減などにより、廃棄物の減量化やリサイクルを推進しています。令和3年3月に策定した廃棄物処理計画では、令和7年度の目標値を次表のとおり設定しています。

「福井県廃棄物処理計画」に基づく施策を着実に 推進するためには、県民全体で推進していくという 機運づくりが重要であり、そのため、女性団体や消 費者団体、事業者等と協力し啓発活動等を展開しま す。

また、一般廃棄物の排出状況や処理体制等は各市 町によって異なることから、市町間での共有化を図 るための情報を提供したり、全県的な運動を主体的 に展開したりします。

表3-1	-5	「福井県廃棄物処理計画」	の日煙値
4V O T I	_:J	11曲开示用来初义以干引回口	ひ日信間

	指標	平成 30 年度	令和7年度
	1日 1宗	現 状	目標値(予測値)
目標値	一人一日当たりごみ排出量	903 g	858 g (922 g)
	一般廃棄物のリサイクル率	18.6%	21.0% (20.8%)

② ごみの減量化・リサイクルの推進ア ごみの分別強化、紙類のリサイクル

一般廃棄物の減量化推進のため、平成28年度から、県、市町、住民代表による「福井県ごみ減量化推進会議」を開催し、県と市町が一丸となってごみ減量化および分別徹底によるリサイクルを推進しています。令和3年からは、「福井県ごみ減量化推進会議」内に設置した、実務担当者で構成する「ごみ減量化推進部会」において、食品ロス、プラスチックごみなどの課題解決のための効果的な施策の検討を行っています。

また、燃やせるこみの約4割を占めると推計される紙類については、リサイクル可能な紙資源である「雑がみ」の分別徹底を呼び掛けるとともに、紙資源回収拠点の拡充や周知を行っています。

令和5年度は、イベントで雑がみ分別クイズの ブースを設けたり、事業者に対して優良事例を紹介 して分別実践を呼びかけたりするなど、分別徹底に ついてさらなる普及啓発を図りました。

値環型社会の推進

イ リペア・リユース推進事業

修理ボランティアの養成や修理事業者の利用促進を通じて、「ものを大切にする」意識の醸成を図るため、おもちゃや洋服・ぬいぐるみを修理するボランティアの養成講座やリユースイベントの開催、修理事業者「まちの修理屋さん」の利用促進を行っています。

県では、おもちゃの修理ボランティア「おもちゃドクター」を養成するため、平成23年度より、おもちゃの修理技術等を学ぶ養成講座を開催しています。

令和元年度からは洋服やぬいぐるみを補修するボランティア「洋服・ぬいぐるみお直し隊」の養成に取り組んでおり、今後ボランティア団体として活動していけるよう支援しています。

③ 容器包装廃棄物、家電製品、

自動車のリサイクル推進体制の確立

ア 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比で約6割を占める缶、びん、ペットボトルなどの容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、平成9年4月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が施行されました。平成12年度からは同法が完全施行され、それまでの缶、びん、ペットボトルおよび紙パックに加え、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装およびダンボールが同法の対象となりました。

平成18年12月には容器包装リサイクル法が一部 改正され、事業者に対する排出抑制を促進するため の措置の導入や事業者が市町村に資金を拠出する仕 組みの創設などが盛り込まれました。

県では、令和4年度に「第10期福井県分別収集促進計画*1」を策定し、県民に対する容器包装廃棄物の排出抑制や市町における容器包装廃棄物の収集品目の拡大を図る等の取組みを進めています。

令和5年度には、福井県産業会館で開催されたふる さと環境フェア2023において、古本市やおもちゃ 病院によるおもちゃの無料修理などを実施しました。



ふるさと環境フェア2023でのリユースイベント

表3-1-6 容器包装廃棄物の分別収集取組状況 (令和5年3月末現在)

		(13/14 0	牛3万木坑江)
	区 分	取組市町数 (令和4年度 現在)	令和5年度 見 込
び	無 色	全市町	全市町
しん類	茶 色	全市町	全市町
枳	その他の色	16	16
缶	スチール缶	全市町	全市町
類	アルミ缶	全市町	全市町
プラス	ペットボトル	全市町	全市町
プラスチック類	プラスチック製 容器包装	11	11
	飲料用紙パック	16	16
紙類	段ボール	全市町	全市町
	その他の紙製容器 包装	全市町	全市町

^{*1}福井県分別収集促進計画:各市町が策定する「市町村分別収集計画」を踏まえ、県全体の容器包装廃棄物の発生見込量および容器包装 廃棄物の分別収集の促進等について定めるもの。

イ 家電リサイクル法

家電製品のリサイクルを推進するため、平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行されています。この法律は、家電製品の小売業者に引取義務を、製造業者等(家電メーカー、家電輸入業者)に再商品化等(リサイクル)の義務を課し、消費者に収集・再商品化等に要する費用の負担を求めるものです。

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機および エアコンの4品目が対象になっています。

県では、消費者(排出者)、小売店に対して、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう普及啓発を進めています。また、廃家電の不法投棄への監視にも力を入れていきます。

ウ パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に基づき、家庭系パソコンのリサイクルが始まりました。これまで自治体が回収・処理していた家庭用使用済パソコンを製造等事業者(パソコンメーカー等)が自主回収および再資源化を行い、消費者は収集・再資源化に要する費用を負担するものです。

エ 小型家電リサイクル法

平成25年4月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、家庭の電気や電池で動く小型家電(携帯電話、デジカメ、ドライヤー、ゲーム機など)を市町が回収し、国の認定を受けたリサイクル事業者等が再資源化する「小型家電リサイクル制度」が始まりました。これまで使用済小型家電は、市町において廃棄物として処分され、その中に含まれる有用な金属が十分に回収されていませんでしたが、この制度のスタートにより、使用済小型家電の回収や再資源化が進められることとなりました。

オ 自動車リサイクル

年間約274万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

しかし、産業廃棄物処分場の逼迫や従来のリサイクルシステムの機能不全により、不法投棄・不適正 処理の懸念がもたれていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)が平成14年7月に制定されました。平成17年1月からリサイクル料金の預託や電子マニフェストによる移動報告が開始されるなど、本格施行されています(解体業等の許可制度は平成16年7月から先行施行)。

法施行に伴い、関係事業者の電子情報による使用 済自動車の移動報告および「フロン類」、「エアバッ ク類」の回収や「廃タイヤ」、「バッテリー」等の適 正処理が行われ、これらに必要な費用を自動車の所 有者が負担することとされました。令和4年度に本 県において引取業者に引き渡された使用済自動車 は、約1万5千台あり、この使用済自動車はフロン 類回収業者、解体業者および破砕業者等に引き渡さ れました。

今後とも、使用済自動車のリサイクル・適正処理 を推進するため、関係事業者に対する監視指導を適 切に行っていきます。

表3-1-7 自動車リサイクル法関連事業者の種別 (令和5年3月末現在)

業種	事業内容	事業者数
引取業	使用済自動車の引取りを行う 登録業者	199 件
フロン類回 収 業	カーエアコンからフロン類を 回収する登録業者	64 件
解体業	エアバック類を回収するとともに、バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等を再資源化基準に従って適切な解体を行う許可業者 (基準に従って解体を行った場合のみ、使用済自動車からの部品取りを行うことができる。)	23 件
破砕業	解体された使用済自動車を破砕するため、プレス・せん断など破砕前処理を行う許可業者および解体された使用済自動車を破砕する許可業者	8件

※事業者数は福井県で登録・許可を受けている業者数であり、 福井市で登録・許可を受けている事業者数は含みません。 (福井市は平成31年4月1日に中核市に移行)

④ 下水污泥有効利用促進【河川課】

下水道の普及拡大に伴い、下水汚泥は年々増加しており、下水汚泥の減量化とリサイクルを推進しています。

福井県では9市8町1事務組合で下水道による汚水処理を行っており、令和4年度に発生した下水汚泥約36,200 t のうち85%をセメント原料、肥料、建設資材などに有効利用しています。

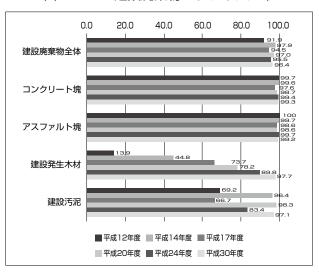
今後も下水汚泥の有効活用に積極的に取り組んでいきます。

(3) 建設リサイクル【土木管理課】

① 建設リサイクルの現状

建設工事から発生する廃棄物の本県におけるリサイクル率は全体で9割を超えています。

図3-1-9 建設廃棄物のリサイクル率

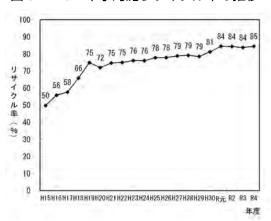


② 法律制定の背景

建設工事から発生する廃棄物は種類が多く、本県では産業廃棄物全体の約2割を占めており、分別しなければごみとして最終処分されることになります。また、全国的にみても最終処分場の残存容量はあとわずかとなっています。

さらに、昭和40年代の高度経済成長期に大量に 建設された建築物が今後更新期を迎えることから、 解体による廃棄物の排出量の増加が予想されます。

図3-1-8 下水汚泥リサイクル率の推移



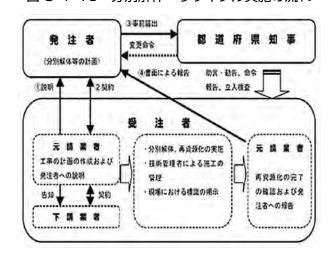
このため、廃棄物の分別・リサイクルおよび適正 処理をより一層促進させることを目的に、「建設工 事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リ サイクル法)が、平成14年5月30日から全面施行 されました。

③ 法律の概要

この法律は、下記の3つの柱から成り立っており、発注者(施主)による工事の事前届出の他、元 請業者から発注者への再資源化完了報告などが義務付けられています。

- ①分別解体・リサイクルの義務付け
- ②分別解体・リサイクルの実施を確保するため の措置
- ③解体工事業の登録制度の創設

図 3-1-10 分別解体・リサイクル実施の流れ



④ 建設リサイクルの促進

法の実効性を確保するため、日常のパトロールに 加え、年2回、施工中の工事現場を対象に、県内一 斉パトロールを実施しています。

また、建設リサイクルを総合的に推進するため、 県内の国、県、市町の工事発注機関、建設業団体等 からなる「建設副産物対策連絡協議会」において、 廃棄物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイ クル率の向上に取り組んでいます。

(4) 食品リサイクル【循環社会推進課】

① 食品廃棄物の現状

食品廃棄物は、食品の製造の段階で発生する動植 物性の残さが産業廃棄物に分類され、食品の流通段 階(スーパー等)や消費段階(レストラン・家庭等) で発生する売れ残り、調理残、食べ残し等が一般廃 棄物に分類されます。

一般廃棄物の生ごみの大半が、市町等の施設にお いて焼却処理される中、池田町および越前町では 行政が中心となって、回収・堆肥化に取り組んでい ます。

また、NPO法人や民間事業者による生ごみの リサイクルも行われています。

② 食品リサイクル法

平成19年12月に「食品循環資源の再生利用等の 促進に関する法律」(食品リサイクル法)が改正さ れ、食品廃棄物の発生量が100 t 以上の事業者は、

毎年度、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の 再生利用等の状況を報告することが義務付けられま した。

また、再生利用事業計画の認定制度の見直し等の 措置が講じられました。

平成24年4月に暫定的に設定をした食品廃棄物 等の「発生抑制の目標値」に関して、業種の追加を 行い、平成26年4月から26業種について発生抑制 の目標値を設定し、さらに平成27年8月より5業 種の目標値を追加しました。

令和3年度における食品循環資源の再生利用等実 施率は、業種別に食品製造業で96%、食品卸売業 で70%、食品小売業で55%、外食産業で35%となっ ています。

(5) 有機性資源等の活用【流通販売課】

農業による環境への負荷を軽減するとともに、よ り安全で安心な農産物の生産拡大を図るため、化学 肥料や化学合成農薬の投入を抑えた生産技術の普及 と併せ、家畜排せつ物や籾殻、生ごみ等の有機性資 源を堆肥化し、利活用するエコ農業を推進していま す。

また、有機性資源の活用による土づくりを行い、 化学肥料や化学合成農薬の使用を削減するエコ農業 に取り組む農業者の育成を図るため、グループでエ コ農業に取り組む生産者の支援や、特別栽培農産物 の認証制度の普及推進、生産者と消費者の相互理解 の促進を図っています。

コラム 福井県特別栽培農産物認証制度

県では、より安全・安心な農産物の生産を目指して、化学合 成農薬や化学肥料の使用を極力抑えた(慣行栽培の5割以上削 減)「特別栽培農産物」について、平成13年4月から独自の基 準を設けて認証しています。



認証区分①

認証区分②





認証区分③

認証区分4

福井県特別栽培農産物認証制度の実績

年度	農家数(戸)	面積(ha)	
H23	731	1,597	
H24	880	2,015	
H25	834	1,940	
H26	789	1,794	
H27	829	2,079	
H28	858	2,223	
H29	841	2,240	
H30	768	2,035	
R1	661	1,706	
R2	606	1,603	
R3	556	1,583	
R4	520	1,619	